

軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正 施行期日一覧

資料4－1

| 番号 | 資料 ページ | 項目名 | 施行日 | | | | | |
|----|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | | | 告示・公布日 令和7年8月28日 | 令和7年10月1日 | 令和7年12月1日 | 令和8年4月1日 | 令和8年10月1日 | 令和9年4月1日 |
| 1 | 1 | 大規模開発行為における主要幹線道路の定義 | ○ | | | | | |
| 2 | 2 | 公園緑地の確保の基準 | ○ | | | | | |
| 3 | 3・4 | 大規模開発行為における2者（軽井沢町長・事業者）による自然保護協定 | | | ○ | | | |
| 4 | 5 | 権利の移動・事業の譲渡 | | ○ | | | | |
| 5 | 6 | 建築物の階数制限 | | | | | ○ | |
| 6 | 7 | 商業地域における建築物等の色彩 | | ○ | | | | |
| 7 | 8 | 建築物の軒の出（けらば） | ○ | | | | | |
| 8 | 9・10 | 建築物の屋根の勾配 | | | | ○ | | |
| 9 | 11・12 | 建築不可能物件における後退距離の緩和 | ○ | | | | | |
| 10 | 13・14 | 集合住宅等の定義の明確化（分譲ホテルの取扱い） | | | | | ○ | |
| 11 | 15 | 集合住宅等の戸当たりの敷地面積 | 町長が別に定める日 ⇒ 「令和9年4月1日」施行（周知期間約1年7か月） | | | | | |
| 12 | 16 | 集合住宅等の後退距離 | | ○ | | | | |
| 13 | 17 | 宿泊施設における営業者や従業員（使用者等）の駐在 | | | | | ○ | |
| 14 | 18 | 事業地内の保護すべき希少野生動植物等の定義 | ○ | | | | | |
| 15 | 19 | 雨水排水の処理方法 | ○ | | | | | |
| 16 | 20 | 巨樹・古木（文化財未指定）の取扱い | ○ | | | | | |
| 17 | 21 | 手続条例の対象となる路外駐車場の定義の明確化 | | ○ | | | | |
| 18 | 22 | 貸自転車業を営む者の届出等 | 軽井沢町風俗審議会での審議を経て告示・施行予定 | | | | | |

資料 4－2

軽井沢町の自然保護対策要綱取扱要領の一部を改正する要領新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○軽井沢町の自然保護対策要綱取扱要領 平成 8 年 10 月 1 日適用</p> <p>第 1 から第 2 の 2 まで 略</p> <p>3 要綱第 4 の 1 の(3)の建築物等の基準（以下 3 において「建築物等の基準」という。）は、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)から(13)まで 略</p> <p>(14) 建築物等の基準のシの規定により設置する合併処理浄化槽の処理水は、原則として<u>河川、水路その他の公共用海域等へ放流するものとする。</u> ただし、地域の実情及び立地条件等の制約から放流が困難な場合は、長野県が定める浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準（昭和 62 年 4 月 1 日付 62 環第 4 号長野県生活環境部長通知）により敷地内処理を行うことができる。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>以下 略</p> | <p>○軽井沢町の自然保護対策要綱取扱要領 平成 8 年 10 月 1 日適用</p> <p>第 1 から第 2 の 2 まで 略</p> <p>3 要綱第 4 の 1 の(3)の建築物等の基準（以下 3 において「建築物等の基準」という。）は、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)から(13)まで 略</p> <p>(14) 建築物等の基準のシの規定により設置する合併処理浄化槽の処理水は、原則として<u>敷地内処理するものとし、次に掲げるとおりとする</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>ア 長野県が定める浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準（昭和 62 年 4 月 1 日付 62 環第 4 号長野県生活環境部長通知）によること。</p> <p>イ 当該事業地及びその周辺の状況を勘案し、やむを得ないものと認められるときは、河川等へ放流できるものとする。ただし、当該河川等は、放流水を環境衛生上の支障を生じさせないよう希釈するため十分な流量を有し、かつ、滞留していないものでなければならない。</p> <p>ウ イの規定により河川等に放流するときは、土地利用行為者は、当該河川等を管理する関係機関と十分協議しなければならない。</p> <p>エ 合併処理浄化槽の適正な維持管理が確実に行われるものであること。</p> <p>以下 略</p> |

集合住宅等の戸当たりの敷地面積（町長が別に定める日に施行）

参考4-A

現状・改正趣旨

- 集合住宅等を建築する敷地の面積を当該集合住宅等の住戸の数の合計で除した面積が、次の数値以上であることを規定している。（自然保護対策要綱第4の1の(4)エ・自然保護対策要綱取扱要領第2の4の(5)イ）

| 区分 | 保養地域 | 商業地域 | 居住地域 | 緩衝地域 | 集落形成地域 |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 戸当敷地面積 | 600m ² /戸 | 110m ² /戸 | 150m ² /戸 | 600m ² /戸 | 150m ² /戸 |
| | | 90m ² /戸 | | | 120m ² /戸 |
| | | | | | |

- 本町は、マンション軽井沢メソッド宣言に代表されるように、軽井沢の良質な景観を守るため、周辺環境に極めて大きな影響を与えるマンション（集合住宅）に対して、厳しい姿勢を貫いてきた。

- 軽井沢の良質な景観を守るため、増加の一途をたどる集合住宅等の基準を見直す必要がある。（基本方針第1）

改正概要

- 一区画の最低敷地面積をもとに、集合住宅等の戸当たりの敷地面積を次の数値に改正する。

| 区分 | 保養地域 | 商業地域 | 居住地域 | 緩衝地域 | 集落形成地域 |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 戸当敷地面積 | 600m ² /戸 | 110m ² /戸 | 150m ² /戸 | 600m ² /戸 | 150m ² /戸 |
| | | 90m ² /戸 | 120m ² /戸 | | 150m ² /戸 |
| | | | | | 120m ² /戸 |

| 区分 | 保養地域 | 商業地域 | 居住地域 | 緩衝地域 | 集落形成地域 |
|--------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 戸当敷地面積 | 1,000m ² /戸 | 110m ² /戸 | 300m ² /戸 | 600m ² /戸 | 300m ² /戸 |
| | | 90m ² /戸 | 120m ² /戸 | | 300m ² /戸 |
| | | 600m ² /戸 | 120m ² /戸 | | 120m ² /戸 |

参考 4－B

【マンションの管理の適正化の推進に関する法律】

法の概要：マンションの管理を適正に行うために指針を定め、管理組合が行うべきことや国・地方公共団体等の支援の必要性、またマンション管理士や管理会社の登録・義務・罰則等について定められています。

法改正：令和2年6月24日 公布
令和4年4月1日 施行

周知期間：約1年9か月

法改正の背景：築40年超えのマンションが81.4万戸（平成30年末時点）から103.3万戸（令和2年末時点）と増加傾向にあり、今後も高経年マンションが急増する見込みがあることから、維持管理の適正化やマンションの再生に向けた取り組みの強化が課題となり、マンション管理適正化法の改正に至った。

改正内容：○国による基本方針の策定

国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針を策定

○地方公共団体によるマンション管理適正化の推進

地方公共団体（事務主体は市・区（市・区以外は都道府県））により以下の措置を講じる

- ・マンション管理適正化推進計画制度…基本方針に基づき、管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を作成（任意）
- ・管理計画認定制度…マンション管理適正化推進計画を作成した地方公共団体は適切な管理計画を有するマンションを認定
- ・管理適正化のための指導・助言等…管理の適正化のために、必要に応じて、管理組合に対して指導・助言等

現状・改正趣旨

- 合併処理浄化槽の処理水は、原則として敷地内処理することとし、当該事業地及びその周辺の状況を勘案し、やむを得ないものと認められるときは、当該河川等を管理する関係機関と十分協議した上で、河川等へ放流できることを規定している。（自然保護対策要綱取扱要領第2の3の(14)）
- 他方、長野県は、合併処理浄化槽の処理水の処理方法として、原則河川放流で、やむを得ない場合に敷地内処理するよう指導している。
- 合併処理浄化槽は、別荘等に多く設置されているため、維持管理の難しさや法定検査受験率の低さから、敷地内処理の処理水が地下水の汚染につながるおそれがあるとの指摘。
- 合併処理浄化槽の処理水の処理方法について、見直しが必要。（基本方針第3）



改正概要

現行

【合併処理浄化槽処理水の処理方法】

| | |
|-----|--|
| 原 則 | 敷地内処理 |
| 例 外 | やむを得ないものと認められるときは、当該河川等を管理する関係機関と十分協議した上で、河川等へ放流 |

改正

【合併処理浄化槽処理水の処理方法】

| | |
|-----|--------------------------|
| 原 則 | 放流可能な河川が隣接している場合は、河川等へ放流 |
| 例 外 | 放流可能な河川等がない場合は、敷地内処理 |

参考 4－D

令和 7 年 10 月

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例及び軽井沢町の自然保護対策要綱等（合併処理浄化槽の処理水の処理方法）の改正に関するパブリックコメントの結果について

軽井沢町 環境課 環境政策係

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例及び軽井沢町の自然保護対策要綱等（合併処理浄化槽の処理水の処理方法）の改正概要を公表し、パブリックコメントを実施しました。

その結果及び提出されたご意見とこれに対する町の考え方を整理しました。

(1) 意見募集期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）～9 月 30 日（火）

(2) 意見提出件数

36 件（31 人（法人等含む））

(3) ご意見と町の考え方

提出いただいたご意見は、意見の趣旨を損なわない程度に要約・修正・補足している場合があります。また、今回の改正案と直接関係のないご意見については、回答を控えております。

※「軽井沢町の自然保護対策要綱」は、「自然保護対策要綱」として記載していますので、あらかじめご了承ください。

| No. | 対象 | ご意見 | 町の考え方 |
|-----|----|---|-------------------------------|
| 1 | 条例 | <p>1 公表規定の改正</p> <p>近年の「乱開発」ともいえる土地利用行為に関して、必要な措置を講ずるよう求める、町長の勧告を守らない開発行為関係者について、公表者・社を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物に係る設計者、工事施工者（請負工事の下請人を含む。）及び工事監理者に広げることに賛成します。環境保全を蔑ろにして、「利益優先」に走る開発関係者的一体となつた不法な行為を抑制し、無くしていくためにも、ぜひ実現してほしいと思っています。「世界に誇れる、自然豊かで落ち着いた環境の軽井沢」を取り戻すためにも必要な措置と考えます。</p> <p>2 罰則規定の新設</p> <p>軽井沢町だけでなく、国内外から多くの資金が軽井沢町の開発行為に流れていると指摘されています。上記で触れましたが、こうした開発行為は「利益優先」の考えに基づくものであり、軽井沢町に住んでいる人や別荘を所有している人、自然を楽しもうと訪れる観光客からすれば、利益優先の「乱開発」は、自然環境や生活環境を悪化させ、「軽井沢の素晴らしさ」を毀損するものでしかありません。「乱開発」に関わり、その問題点を注意されても改善の意思がなく、しかも町長の勧告に従わない社・者には厳しい措置を取ることは致し方ないと思われます。</p> <p>野放図な事業者・社には行政が厳しい目を向け、措置を取っていることは以下</p> | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。 |

| | | | |
|---|----|---|---|
| | | <p>の事例でもわかると思います。</p> <p>*ゴミや騒音の苦情問題を抱える民泊問題で、東京都新宿区は民泊12事業者に業務停止命令を出し、東京都や大阪市は民泊規制を強化するという。また東京都豊島区、北区も民泊の規制を強化している。(日経新聞 2025/9/13朝刊2面)</p> | |
| 2 | 条例 | <p>昨今の大規模開発はあまりに暴力的な開発だと思います。どのような開発許可が出たのかわかりませんが、自然保護どころか住民生活の保護すら危うい状況です。もはや自然豊かな軽井沢は過去の話。狭い道に大型ダンプや工事車両が猛スピードで走り回り、重機の大きな音が朝から晩まで鳴り響いています。今のペースで開発された場合には5年後、10年後には美しかった軽井沢は消えて、取り返しのつかない状況になっていると想像できます。どこで誰が間違ったんでしょうか？</p> | ご意見として承ります。 |
| 3 | 条例 | <p>特定の土地利用行為を行う場合には、町長との事前協議を義務付けられているにも関わらず、遵守されていないのは条例の存在の意義がありません。該当する土地に責任のある適切な対象者に設定することは妥当であり、これがないと条例は無効化します。また、違反しても罰則がなければ条例の実効性は無きに等しいです。よって今回の改正は行うべき内容であり、もし、改正されない場合は行政の責任が問われる事態となります。</p> | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。 |
| 4 | 条例 | <p>賛成です。</p> <p>町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為について、町長は必要な措置を講じるよう勧告すべきと考えます。又その行為者、設計者、工事施工者、工事監理者の氏名、住所を公表すべきと思います。しかし一つ懸念されるのは、この勧告や公表行為を行うことによって、役場の人員がますます不足し、その他の職員の担当している業務に差し支えることがあるのではないか、という点です。</p> | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。人員配置の改善については、ご意見として承ります。 |

| | | | |
|---|----|--|--|
| | | 今後、上記の管理・指導業務が増える一方、本来、基礎自治体が行うべき自然環境保全業務がますます増えることが予想されます。人員配置を改善するなどの対応をすることを切に望みます。 | |
| 5 | 条例 | <p>要綱が発布された当時とは違い、自社の利益を得るために町との協議をせず、近隣に迷惑をかけている得体のしれない企業が進出してきている現状を見れば、厳しい罰則が必要だと思いますので、この改正に賛成します。</p> <p>「厳しくするとエロイーズカフェの裁判のように訴えられる」というのは全くの誤解です。あの裁判は厳しくしたから訴えられたのではなく、担当職員の指導が不相当であったという判決でした。提出した協議書の内容が十分であるのに受け取らなかったことや、期日が確実に間に合わない日数の制限をかけたことなどが不相当とされた理由です。</p> | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。 |
| 6 | 条例 | <p>公表規定の改正と罰則規定の新設はいいのですが、現状の2行目から3行目について「町長は当該土地利用行為者に対して、～～当該勧告に応じないときは、」はカットしたほうが良いのではないでしょうか？</p> <p>町長が勧告することがなければ、改正した文言も、罰則規定も役に立ちません。</p> <p>そのほか、（町の責務）のところに、次のような文言を入れてはどうでしょうか？</p> <p>住民から苦情が出ているものに関しては、町は速やかに対応する。</p> | <p>勧告や命令という慎重なプロセスを経たうえで、公表規定や罰則規定を適用すべきと考えますので、ご理解ください。</p> <p>町の責務については、改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> |
| 7 | 条例 | <p>日頃から軽井沢町の自然や景観保護のために奮闘されている町役場の方々の活動に敬意を表しています。</p> <p>様々な問題に対して役場の担当者の方々に相談する機会も多いですが、皆さん、開発と自然・景観保護の間に立ってご苦労されている印象を受けます。その結果、開発業者、不動産業者に対して対応が甘くなっている面もあると思います。それは、対策要綱などの規制内容の問題とその実効性の問題の2つが背景にあるでしょう。特に実効性を担保する仕組みの問題は重要で、そのため</p> | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。 |

| | | | |
|---|----|--|-------------------------|
| | | に手続き条例が定められており、今回その違反に対して、業者、個人含めて違反に関わった関係者に対して罰則を定めようというのは正しい方向だと思います。今まで町は助言と勧告そして公表しかできなかつたので、この罰則規定によって実効性が格段に高まると期待しています。 | |
| 8 | 条例 | <p>(1) 事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき (2) 事前協議の書類に虚偽があったとき</p> <p>で、町長の勧告に従わない場合に罰則規定を設ける案について意見を述べます。</p> <p>令和7年1月30日に長野地裁上田支部で判決言い渡しを受けた令和6年 (ワ) 第27号（損害賠償請求事件）において、地裁は被告である町に対し、町が土地利用行為者（原告）に対して土地利用行為の手続き等に関する条例による「不相当な勧告を続けた」にも関わらず、その氏名を公表したことが国家賠償法1条1項の適用上違法と判断され、当該原告に対して損害賠償（慰謝料）として110万円を支払うよう、判決を言い渡しています。</p> <p>その後、令和7年1月31日に町長、副町長、総務課長、環境課長、環境政策係長、自然保護対策係長が参加の上で控訴の可能性について府内協議をしていますが、2月3日に当時の担当者に控訴に関する証拠がこれ以上ないことを確認し、2月10日に控訴断念の町長決裁を行っています。1月31日の府内協議報告書を見ると、町の訴訟担当弁護士の「公表までに町はもっと丁寧な対応ができたのではないか、と裁判所は判断している」という見解を元に、単に「高裁にてこれを覆す証拠が出せない」ことを理由に、控訴を断念したという協議を行ったことが確認できます。裁判所は公表や勧告継続の何が「不相当」であるかを判決文の中で詳細に述べていますが、町は当該弁護士の「喧嘩両成敗」的なコメントを表層的に受け取るのみで、条例の運用について何も反省せず、今回判決を受け流していることが分かります。</p> <p>これは今回のパブリックコメント対象資料の1—(1)のケースにまさしく該</p> | 貴重なご意見として、参考とさせていただきます。 |

| | | | |
|---|----|---|--------------------------------------|
| | | <p>当すると解釈できます。</p> <p>自然保護対策要綱等改正検討部会の委員の方には今一度、上記訴訟の判決文やその他、原告、被告（町）から提出された証拠資料をつぶさにお読みいただきたいと願いますが、裁判所は「事前協議が終了する」という町の判断の恣意性を問題にしていると私には読み取れます。町長はじめ環境政策担当の幹部の皆さんのが条例や公表の運用の何が問題で、違法とされて、今回判決を受けたのか、何らの振り返りも運用へのフィードバックも行うことをせずに、公表対象の拡大や罰則追加案を改正検討部会に諮っている事に対して、行政の暴走に対するとてつもない危機感を覚えます。</p> <p>今回せっかく裁判所が「国家賠償法1条」違反を指摘してくれているのであれば、まずはそれを町として真摯に理解するよう努め、具体的にどういうケースが勧告対象や公表対象拡大に該当するのか、行為者と町の責任はどこまでなのか、条例を大上段から改正する前に、施行規則のレベルで明確化することを検討・審議することが先ではないでしょうか？よって本案のままの条例改正には反対いたします。</p> | |
| 9 | 条例 | <p>条例改正案を軽井沢の健全な発展のために町民として全面的に賛成する。</p> <p>軽井沢町がこの条例改正案に提示している、自然保護という公共の利益を確保するため、条例の目的を形化させる違反行為をこれ以上許容できないという強い意志を、罰則と責任範囲の拡大によって示すことにあり軽井沢町の資産である自然を無秩序に破壊する行為を行政の責任として押しとどめることを目的としていて正当な行為です。もしこの条例改定案に反対する方々が存在すしたら、その方々はそもそも現状条例を守る考えのない方々でありその方々の法令順守を問わなければならない案件と考えます。しかるに条例改正案に反対する方々がいるとしたらその事をもって条例の強化が必要です。改正の核心は、条例の実効性を高めることを目的としており、主に2つの大きな変更点を提案している。第一に、条例違反者に対する「公表規定」の対象者を、従来の土地利</p> | <p>いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。</p> |

| | | | |
|----|----|--|--|
| | | <p>用行為者だけでなく、宅地開発や建築に関わる設計者、工事施工者、工事監理者にまで拡大する。第二に、町長の勧告に従わない違反者に対し、行政命令を発出し、その命令に違反した場合には拘禁刑や罰金刑を科す「罰則規定」を新設する。この罰則は、行為者個人だけでなく、関連する法人等にも適用されることが検討されている。軽井沢町では、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、特定の土地利用行為に対して町長との事前協議を義務付けている。しかし、この事前協議を経ずに土地利用行為が実施される事例が発生しており、現行条例の実効性が課題となっている。</p> | |
| 10 | 条例 | <p>軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続きに関する条例一部改正について、罰則規定新設に賛成します。</p> <p>そもそも条例は守るためにあるのであって、守れない事を前提に反対意見を述べる正当な理由が見当たりません。条例の定義が曖昧になってしまった結果、町政に責任ある立場の業者までもが条例違反を知った上で開発行為を行なっている現状があります。実際、我が家家の近隣の開発行為がそうでした。もう一点、条例遵守にあたり、町の行政が業者に対して適切な指導をして頂きたいです。罰則規定新設と行政指導力の強化を同時に使うことで本当の意味で町全体の秩序が保たれると思います。</p> | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。 |
| 11 | 条例 | <p>利益のみを追求するビジネスは、自然環境、居住環境を損ないます。罰則をもうけるのは必然であり、今日のさまざまな問題を食い止めるには罰則導入は遅すぎるくらいです。</p> | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。 |
| 12 | 条例 | <ol style="list-style-type: none"> 「在駐管理者義務」「罰則付与」「公表制度」など、権利制限を伴う重大な提案がされているにもかかわらず、検討部会の構成は行政職員・住民代表・少數の有識者中心で、行政法・憲法・自治法の専門家が正式に入っていない。 議事録を見ても、住民代表は法的知見に乏しく、感情的意見も散見され、公平かつ慎重な議論がなされているとは到底思えない。また、条例の法的限界や訴訟リスクに関する議論が乏しい。 | <p>「軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会」の委員構成等については、改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> <p>「条例」は、憲法第94条、地方自治法第14条などに基づき地方公共団体が法令の範囲内</p> |

| | | | |
|----|----|--|---|
| | | <p>3. これは「民主的手続の欠如」ではなく、法治主義の軽視につながるおそれがあります。</p> <p>提案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政法・自治法・都市法の専門家（弁護士・大学研究者など）を委員に加えるべき 2. 条例案には法的根拠・上位法との整合性表を添付する（他自治体では導入例あり） 3. 最終案の策定前に第三者レビューを受ける仕組みを設ける（監査・審査会など） 4. 町民・事業者が専門家の意見を踏まえて意見提出できる場（公聴会等）を設定 <p>意見</p> <p>条例化のように住民の権利義務に重大な影響を与える制度設計にあたっては、行政実務や住民目線だけでなく、法的整合性とリスク評価の視点が不可欠です。現行の検討体制は、法的知見の乏しさから、今後の訴訟や違憲判断を招くおそれがあり、慎重な見直しが必要です。</p> | <p>で議会の議決により制定するものです。また、罰則については、地方自治法第14条第3項の規定により、地方公共団体は、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金等の規定を設けることが可能です。</p> <p>今回の条例改正に当たっては、附属機関である軽井沢町自然保護審議会の意見を聴いた上で判断するとともに、住民の代表機関である議会の議決を経て改正されることから、ご指摘は当たらないものと考えます。なお、罰則については、その内容についてあらかじめ検察庁と協議する予定です。</p> <p>軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例は、町独自の目的・分野の条例であり、上位法はありません。</p> <p>「町民・事業者が専門家の意見を踏まえて意見提出できる場（公聴会等）」の設置予定はありません。</p> |
| 13 | 条例 | <p>罰則は必要であり、罰金に関しては安く設定せず、守らないなら、業者利益が生じない位の金額にしないと意味がない。低いと罰金払っても業者はやり続けると思います。伐採して、代わりの木を植樹するときに、ドウダンツツジの小さい物を周りに植える事が常態化していますが、周りとのバランスが悪く形だけの植樹になっていて、意味がない。伐採したら、少なくとも伐採した木の高さの半分くらいの大きさの広葉樹（もみじ、もみ、楓、ツリバナ、ナナカマドなど、軽井沢にあったもの）をバランス良く植樹する事も規定に入れて欲しい。そもそも、9戸以下の集合住宅に関しては従来通りの600平米1戸に戻</p> | <p>「罪刑の均衡※」という原則に基づき、検察庁と協議の上、適切な罰則を選択していきます。</p> <p>他のご意見については、改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> <p>※「罪刑の均衡」：定められた犯罪に対し</p> |

| | | | |
|----|----|---|---|
| | | <p>す。という案を環境課が説明し、本質的な議論の無いままに採否を取った事は問題だと思います。保養地は且つ 1000 平米の広さ以上で集合住宅も認めない。何故ならば、宅地化が進む軽井沢町で今後とも豊かな自然を守れる唯一の地域が保養地。戸建てであっても規模が小さいと樹木の伐採が増えてしまう。集合住宅も同じだと思います。大規模ホテル開発も今後はしないで欲しい。ご検討を宜しくお願ひします。</p> | <p>て、著しく不合理な法定刑を定めることを禁ずる原則です。この原則に反することは、憲法に反することを意味します。このため、罪の内容と罰則の内容を考慮したときに、すでにある他の罰則と比べて、重すぎたり、軽すぎたりしないか考慮しなければいけません。</p> |
| 14 | 条例 | <p>「行政裁量と公表制裁の結合がもたらす統治の危機」</p> <p>町長との事前協議を義務化し、これに違反した者へ勧告を行い、さらに正当な理由がない限り氏名や住所を公表する制度は、一見すると秩序維持のための合理的措置のように見えるかもしれません。しかし、この制度の根本的な問題は、行政裁量権と懲罰的公表の手段が一体化していることにあります。これは、三権分立と法の支配の原則に照らして極めて危うい構造です。なぜなら、この制度において、違反か否か、正当か否か、協議が終了したか否かなどの判断をすべて行政側が一方的に下せる構造になっているからです。町長が「助言をしたのに従わなかった」「虚偽があった」「着手が早すぎた」と認定すれば、その時点で「公表」という重大な社会的制裁を行うことが可能になります。そして、その判断には第三者のチェックが存在しない。これは、行政権が司法のような判断権と制裁権を兼ねて持つ状態であり、統治論的に見れば「権力の一極集中」です。さらに、「公表」という手段は、罰金や差止めといった通常の行政処分よりもはるかに深刻な社会的影響を及ぼします。個人や企業の信用、名誉、事業継続に深刻なダメージを与えるにもかかわらず、その手続きには裁判所の関与も、独立した監視機関も存在しない。これを許容すれば、行政が“気に入らない”相手を実質的に社会から排除することができてしまうのです。法制度における最も重要な原則のひとつは、「制裁を科す権限を持つ者は、その判断を公正・中立な第三者によって監視されなければならない」とい</p> | <p>軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、公表しようとするときは、あらかじめ当該土地利用行為者に意見を述べる機会を与えるとともに、附属機関である軽井沢町自然保護審議会の意見を聞くこととなっています。それらの意見を聴いた上での判断となるため、ご指摘は当たらないものと考えます。</p> |

| | | | |
|----|----|--|--|
| | | <p>うことです。それがなければ、制度はすぐに“報復”や“懲罰的感情”的道具となり、統治の正統性を失います。この制度の最大の問題は、町長という一人の権限者に、判断・命令・制裁の三つが集中していることにあり、これは小さな自治体であっても避けなければならない構造です。公共の利益を名目に制度が濫用されるリスクを防ぐためにこそ、このような制度設計には慎重さと歯止めが求められます。</p> | |
| 15 | 条例 | <p>1. 「事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき」に対する反対意見 事前協議の終了前に土地利用行為に着手した場合に、町長が必要な措置を勧告し、さらに応じない場合は氏名・住所等を公表できるという制度は、重大な人権侵害やプライバシー侵害を引き起こす危険性があります。そもそも、事前協議は「任意協議」ではなく「義務協議」に変質しており、行政との協議が完了するまで一切の行為を凍結せざるを得ないという状態は、住民や事業者の財産権・営業権を過度に制限します。たとえば、災害復旧や緊急の修繕など、時間的猶予がない土地利用行為において協議完了を待つことは非現実的であり、生活や事業の継続を妨げる可能性が高いです。これに対して「正当な理由がある場合は除外」とされているかもしれません、その判断基準が曖昧なままでは行政裁量の濫用につながります。さらに、勧告に従わない場合に氏名・住所等を公表する措置は、行政処分というよりも「晒し上げ」に近く、住民や事業者の社会的信用を不当に損なう恐れがあります。個人情報保護や名誉権の観点からも、極めて慎重であるべきです。</p> <p>2. 「事前協議の書類に虚偽があったとき」に対する反対意見 虚偽の書類提出に対して町長が勧告し、応じなければ氏名等を公表できるという仕組みは、一見正当な制裁に見えますが、現実には“虚偽”か“誤記”かを判断すること自体が困難なケースが多く、恣意的な判断や過剰な制裁につながる危険性があります。たとえば、土地の権利関係や環境調査結果など複雑な書</p> | <p>平成22年より、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例によって一定の土地利用行為に行う際には、あらかじめ町長と協議することを義務付けています。なお、条例は、地方自治法第96条の規定に基づき、住民の代表機関である議会の議決をもって制定しています。また、同条例第7条第2項は、非常災害のため必要な応急措置に当たる土地利用行為について事前協議を不要にすることを明確に規定しており、ご意見にあるような曖昧な基準ではありません。</p> <p>公表規定については、同条例第15条の規定に基づく勧告を行った上で、同条例第16条第2項の規定により、あらかじめ当該土地利用行為者に意見を述べる機会を与えるとともに、附属機関である軽井沢町自然保護審議会の意見を聞くこととなっていることから、極めて慎重に必要なプロセスを経た上で適用されるものになります。よって、ご意見にある</p> |

類の中に誤記があった場合、それが故意による虚偽なのか単なる記載ミスなのかを客観的に判断するのは容易ではありません。こうした曖昧な状況の中で、いきなり「虚偽」と断定して勧告や公表に踏み切ることは、法的安定性を欠く行政運営となります。また、企業や住民にとっては「誤って記載しただけで社会的信用を失う」というリスクが過大であり、過剰な萎縮を生む可能性があります。むしろ、虚偽提出に対しては、まず訂正や説明の機会を保証する手続的保障を設け、それを経てもなお故意が認められる場合に限り制裁を科すという二段階的な制度設計が望ましいでしょう。

3. 「自然対策要項の基準に適合しないときの町長の助言・指導に従わなかった場合」に対する反対意見

町長が「助言」や「指導」を行い、それに従わなかった場合に勧告・公表できる制度は、行政指導を事実上の強制手段に変質させる危険性があります。行政指導は本来、法的拘束力を持たない“任意”的行為として位置づけられており、それゆえに行政と住民の信頼関係を維持する機能を果たしてきました。しかし、本制度では「助言・指導」に従わない場合に“勧告”や“公表”という制裁的手段が取られるため、行政指導が事実上の「命令」に変わってしまいます。これでは、住民や事業者が正当な理由をもって行政指導に異議を唱えることができず、行政の恣意的な判断が一方的に押し付けられる構造が生まれます。さらに、「基準に適合しない」とされる要件自体が抽象的である場合、その判断の客觀性が担保されません。結果として、ある事業者には緩やかに運用し、別の事業者には厳格に適用するという不平等な扱いが生じる危険もあります。行政の透明性・公平性を確保するためにも、このような制裁手段は慎重に検討されるべきです。

4. 「勧告に応じない場合に氏名・住所等を公表する」という措置そのものへの

ような「いきなり虚偽と断定して公表」することはありません。また、「正当な理由をもって行政指導に異議を唱えることができず」や、「勧告に応じなかった理由が「行政の判断が不当だと考え、異議申し立てをしている最中だった」という正当なものだった場合」については、前述したように公表前に意見を述べる機会がありますので、そこでご意見にあるような正当な理由を述べていただくことが可能であり、一方的に押し付けている構造には当たりません。

| | | | |
|----|----|---|---|
| | | <p>反対意見</p> <p>勧告に従わない場合に氏名・住所等を公表する制度は、行政罰というよりも、社会的制裁・懲罰の性質を持つものです。これは、行政の本来の役割である「公共利益の確保」を超えて、個人に対する「名誉毀損」「プライバシー侵害」を伴う手段であり、慎重どころか原則として避けるべきです。たとえば、勧告に応じなかった理由が「行政の判断が不当だと考え、異議申し立てをしている最中だった」という正当なものだった場合でも、氏名・住所が先に公表されてしまえば、その個人や事業者の社会的信用は不可逆的に失われます。これは事実上の“先行処罰”であり、憲法が保障する無罪推定や適正手続の原則に反するものです。さらに、氏名・住所等の公表はインターネット時代において一瞬で拡散され、半永久的にデジタル上に残ります。その影響は行政処分が終わった後も続き、個人や企業に回復不能な損害を与える可能性が高いです。行政の権限は強大であるからこそ、こうした社会的制裁を伴う手段は極力回避し、代替手段（例えば改善命令・再協議・罰金のみにとどめるなど）を検討すべきです。</p> | |
| 16 | 条例 | <p>町長との事前協議が義務付けられている土地利用行為について、次のいずれかに該当するときは、町長は当該土地利用行為者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができ、また、当該土地利用行為者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その行為者の氏名、住所等を公表することができます。</p> <p>→「正当な理由」が曖昧で具体性にかけ、公平性が保てない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき →県は事前協議を前提にしていないが、上乗せ条例ではないのか。 2. 事前協議の書類に虚偽があったとき →虚偽かどうかの判断はだれがするのか。 <p>検討案</p> | <p>正当な理由がないかを含めて、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第16条第2項の規定に基づき当該土地利用行為者の意見や附属機関である軽井沢町自然保護審議会の意見を聴いた上で公表となるため、公平性は担保できていると考えます。</p> <p>軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例は、町独自の目的・分野の条例であり、上乗せ条例ではありません。虚偽の判断については、当該土地利用行為者</p> |

| | | | |
|----|----|---|---|
| | | <p>3. 自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき</p> <p>→自然対策要綱はそもそも誰が作ったのかもわからず、行政のそれに罰則など設けるなどあり得ない。</p> <p>「要綱」は自治体の内部ルール（内規）で、行政機関の事務処理を統一するための基準である。住民に直接義務付けや権利制限を課す法的効力は原則ない。それを町独自で条例化するなど国法の趣旨を無視した暴挙になりかねない。まず、条例の善し悪しを判断できる専門家が町にはいない。問題がある制度、あるいは改正する場合には、裁判員制度のような専門家を入れた小グループでじっくり審理できる委員会をまず作ることから始めるべきである。</p> | <p>の意見や附属機関である軽井沢町自然保護審議会の意見を聴いた上で町長が判断します。</p> <p>「自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき」については、罰則は適用されません。罰則の適用は、「事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき」及び「事前協議の書類に虚偽があったとき」に限ります。なお、罰則については、その内容についてあらかじめ検察庁と協議する予定です。</p> |
| 17 | 条例 | <p>自然保護対策要綱の基準に適合しない場合は、事前協議を終了しないものとすること。そして、自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の指導に応じ、必要な措置を取らなかったとき、開発者及び関係業者の名前を公表すること。さらに、事前協議の終了後において施工される事業実態が事前協議の内容にはずれている場合の施工停止の勧告を行政処分として明確にし、事業実態の是正をしない開発者及び関係業者の名前を公表すること。</p> <p>さらに上記を、新設の罰則規定に有効に関連付けること。</p> <p>以上、ご提案申し上げます。</p> | 今後の参考とさせていただきます。 |
| 18 | 条例 | <p>1 公表規定の改正</p> <p>公表の対象者を、土地利用行為者だけでなく、宅地開発や建築物に係る設計者、工事施工者（請負工事の下請人を含む。）及び工事監理者に広げる という検討案に賛成です。</p> <p>2 罰則規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命令に違反した者に、拘禁刑又は罰金刑を科す ・行為者のみならず、その法人等に対しても罰金刑を科す | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。 |

| | | | |
|----|----|---|---|
| | | という検討案に賛成です。 | |
| 19 | 条例 | <p>1. 公表規定の改正について 公表の対象者を広げることに賛同します。 最近の町内の開発は、土地取得者→造成者→設計者→建築者→販売者→最終取得者と複雑に様々な業者が関わるケースが増えています。 事前協議を要するような土地については、特にこの複雑な段階を利用するのか、当初は最小限の樹木の伐採にとどめて売り出された土地が、その後建設が開始されると結局は全て木が切られ、むき出しの建物や全く植生に合わない生垣に囲われてしまい、元の景観が全く損なわれてしまう例をよく目にします。 開発に関わる全ての関係者が適正な土地利用行為を行うよう、範囲を広げ、その意識が徹底されることを求めます。</p> <p>2. 罰則規定の新設 罰則規定を設けることに賛同します。 本来は、これまで受け継がれてきた要綱や規則、精神などが大切にされはずだという前提でいましたが、近年は罰則がないことを逆手にとってこれらに反する開発を行い、勧告にも従わないケースや、それを勧める“手引書”などが出回っているとも聞きます。こうした悪質な行為への抑止力として罰則規定を設定することは、このところの住民の声の高まりから、ぜひ急ぎ実現していただきたいところです。</p> | いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。 |
| 20 | 条例 | 現行の制度は実効性に乏しく、違反行為が横行しており、行政の不作為によって、これらが野放しのままです。特に「町長が勧告できる」「公表できる」といった文言により、実際には、違反行為に対してそれらが行われることはほとんどなく、また、どうして行われないのかの説明もありません。その結果、光害や悪質な宿泊施設により、住環境が破壊されるにも等しい状況があちこちで生まれています。その改善の見込みは現在のところ全くありません。現状のよ | 公表規定や罰則規定については、慎重なプロセスを経たうえで、適用すべきものと考えます。なお、罰則については、その内容についてあらかじめ検察庁と協議する予定です。 |

うに、町長個人の判断に委ねる形ではなく、制定された規則により、違反者には必ず罰則が適用される仕組みに変えなければ、環境の破壊に歯止めがかかりません。土地利用行為者だけでなく、設計者・施工者・監理者を公表対象に含めるという案にするのは理にかなっていますが。町長の裁量で適用されるという文言があるままでは、結局は実効性はないままの状況に変わりはありません。行政の不作為が続いてきたことを振り返ると、規則に則り、違反者には罰則が一律に課されるよう、改訂しなければなりません。これまでに違反行為を行ってきた数多の法人・個人は、全て行政の足元を見て、罰則が存在しないことを最大限利用していましたが。このことが軽井沢の培ってきたブランド力を著しく損なってきているのは確かです。今後は、違反者に対し、個人法人ともに拘禁・罰金刑を課し、氏名・企業名を公表するなど、厳格に対応する仕組みを一刻も早く導入するべきです。このことが抑止力となり、今ある環境を守るとともに、新たな違反者が生まれるのを防ぐ、二重の効果がある。決まりに罰則を設けずして、実効性を持たせることはできません。これまでにも、数多くの軽井沢らしい美しい環境が破壊されてきました。町には条例に基づき、地域環境の保全をする責務があります。悪質な違反者による環境破壊行為は、地域社会の秩序維持に関わるものです。本来罰則のありなしに関わらず、町は改善・解消に向けて動かなければなりません。結果を伴わない、形だけの対処で終わらせていると、監督を行ったとして、町は不作為責任を問われます。きちんと罰則を定めることは、こうした対応の際の、町の負担軽減にも繋がります。軽井沢で暮らす、また訪れる全ての人々が惹かれる軽井沢という町のブランドを守るためにも、町長の裁量に任せたる不透明・不安定な現行の仕組みを抜本的に改め、厳格・公平性が担保された罰則適用体制に速やかに移動することを強く求めます。軽井沢の未来は、この罰則を伴う体制に移行できるかにかかっています。行政としての責任を果たすためにも、実効性のあるものへの整備を強く求めます。

| | | |
|----|--|---|
| 21 | <p>本町における自然保護は、町の将来を左右する最重要課題であるにもかかわらず、現行制度は実効性を欠き、行政の不作為によって違反行為が野放しとなっているのが実情です。以下、意見を申し上げます。</p> <p>意見内容</p> <p>町長の裁量に委ねる仕組みの限界</p> <p>現行の「町長が勧告できる」「公表できる」といった裁量的な運用は、実際にはほとんど機能していません。その結果、光害や違法民泊など、住環境を著しく損なう行為が繰り返されています。行政が判断を回避し、責任を果たさないために、住民や地域環境が犠牲になっている現状は看過できません。町長個人の判断に委ねるのではなく、規則に基づき必ず罰則が適用される仕組みとすべきです。</p> <p>公表対象拡大の実効性確保</p> <p>土地利用行為者だけでなく、設計者・施工者・監理者を公表対象に含める案は妥当ですが、現状のように町長の裁量で運用されるのであれば、結局は実効性を欠いたままです。行政が適切に対応してこなかった過去の経緯を踏まえれば、規則に則り一律に公表される仕組みに改めすることが不可欠です。</p> <p>罰則規定の新設は不可欠である</p> <p>これまで罰則が存在しないために、違反行為者は行政の無力さを見透かしたかのように行方を繰り返してきました。これは行政の怠慢であり、町の信頼を著しく損なっています。今後は命令違反に対し、拘禁刑や罰金刑を確実に科す仕組みを導入し、行為者のみならず法人にも適用すべきです。規則に基づいた厳格な罰則の運用こそが、抑止力を発揮しうる唯一の方法です。</p> | <p>公表規定や罰則規定については、慎重なプロセスを経たうえで、適用すべきものと考えます。なお、罰則については、その内容についてあらかじめ検察庁と協議する予定です。また、資料①に記載のとおり、罰則（罰金）については、行為者のみならず、その法人等に対しても適用させることを検討しています。</p> |
|----|--|---|

| | | |
|----|---|--|
| | <p>理由</p> <p>軽井沢町の最大の財産である自然環境は、一度失われれば二度と取り戻せません。しかし、現行制度は「行政が責任を回避できる余地」を残しており、そのために地域社会が被害を受け続けています。</p> <p>住民の信頼を取り戻すためにも、町長の裁量に依存する不十分な仕組みを抜本的に改め、規則に基づく厳格かつ公平な罰則適用体制を整備することを強く求めます。行政が本来果たすべき責任を果たさない限り、町の未来は守れません。</p> | |
| 22 | <p>1. 現行の届出勧告型の土地利用条例を強制力のある規制型に改正強化することに基本的に賛成します。</p> <p>具体的な修正としては、例えば、下記内容になると思われます。</p> <p>1) 第5条の末尾の「この条例に定める手続を遵守しなければならない。」→「この条例に定める手続及び第6条の自然保護対策基準を遵守しなければならない。」</p> <p>2) 第9条の末尾の「必要な助言又は指導を行うことができる。」→「必要な要請を行うことができる。」</p> <p>3) 第11条第1項を「土地利用行為者は、協議終了確認書の通知を受けた後でなければ、当該土地利用行為に着手してはならない。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。」</p> <p>4) 同2項(2)「助言又は指導」→「要請」</p> <p>5) 第15条(3)「助言又は指導」→「要請」</p> <p>6) 第16条「その旨を公表することができる」→「当該勧告に応ずるよう命ずることができる。」</p> <p>7) 同第2項、「町長は、前項の規定により公表をしようとするときは、」→「町長は、前項の規定により命令をしようとするときは、」、「その理由を規則で定める公表通知書により通知し、」→「規則で定めるところにより、」</p> | <p>罰則規定の例について、今後の参考とさせていただきます。その他の条文に関するご意見については、改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> <p>「条例に基づく公表の対象者等に関する検討」について、いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。</p> |

8) 罰則規定を設ける。他の地方公共団体の場合を参考にすれば、例えば、第18条 第16条の規定による町長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する、等がある。

2. 「条例に基づく公表の対象者等に関する検討」について

公表の対象となる者は、一般に「勧告を受けて、勧告に従わない者」であり、これは第一義的には事業者ことを指すが、たとえば「熱海市まちづくり条例」では、事業者または工事施工者に対し、勧告し、さらには是正命令を発することができる旨の規定を置いている。また、勧告や命令を受けて従わない者についての公表についても、勧告や命令を受けた者（つまり事業者または工事施工者）が対象となるとしている。また、横須賀市「適正な土地利用の調整に関する条例」では、土地利用行為の停止または是正措置を講ずるよう勧告する対象者を、広く、以下の者としている。

- 1) 承認を受けないで土地利用行為に着手した土地利用行為者
- 2) 当該土地利用行為者から土地利用行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。次条において「土地利用行為施行者」という。）、
- 3) 検査の結果、承認内容に適合せず土地利用行為適合証の交付を受けられない土地利用行為者
- 4) 建築後に第8条（住居系用途地域及び準工業地域内における特定用途建築物の建築制限）の規定に適合しなくなった物品販売業の営業主（以下「営業主」という。）

を掲げている。このように、勧告・命令・公表の対象者を土地利用行為の事業主の他に施工者や建物の利用者とすることは先例もあり、また有効であると考える。なお、勧告に応じない場合、公表するのではなく、是正命令等を発し、命令に応じない場合は懲役・罰金に処するという仕組みは、既に一般化した方式となっていると考えられる。

| | | | |
|----|----|--|--|
| 23 | 条例 | <p>AAA) 公表規定の改正</p> <p>1) 資料にある現状の説明文とそれに続く(1)(2)(3)は、具体的な条例、施行規則、要綱のどの部分・条項のことと触れていないことから、パブコメの狙いは条項に捉われず広く意見を求めていると解釈します。従い、私のコメントは下述2)以下の通りです。ご検討願います。</p> <p>2) 町長の勧告（条例15条）：「勧告することができる」という表現では勧告しないこともできる、となり土地利用行為者が決まりを守らない背景の一つと考える。「町長は勧告する」と言い切る改正にすることで、効果ある条例となる。罰則規定を作っても「町長が勧告する」と言い切る改正にしなければ、実効性は極めて薄いと考えます。</p> <p>3) 公表（条例16条）：「公表することができる」を「公表する」と言い切る改正にする。理由は上述2)と同じです。</p> <p>4) 町の責務（条例3条）：町（環境課など）と県（例えば保健所）の連携がないが為に、近隣に不特定多数が集う本来なら要綱では許されない建物が建ち住民が迷惑を被るケースが最近よく見られます。町（例えば環境課）と県（例えば保健所）がしっかりと連携していればこうした事態は避けることが出来たと考えます。また、迷惑を被る住民が町に相談しても、町は当事者同士で解決してというスタンスだと聞いております。要綱・条例改正を加速して、不特定多数による利用施設等の総量規制につなげていくことと、それに並行して、近隣住民からの苦情に対しては町も介入し、県と連携して解決にあたる。これで違反者は減らせると考えます。ご検討願います。</p> <p>5) 検討案：異存ありません。</p> <p>BBB) 罰則規定の新設</p> <p>検討案：この分野の知見がない為良し悪しの判断ができませんが、罰金刑は工事金額で回収可能な罰金レベルでは再発防止には効果が薄いのではと考えま</p> | <p>本パブリックコメントは、資料①の「改正の趣旨・背景」に記載のとおり、公表規定の改正と罰則規定の新設を検討していることから実施したもので、原則として「検討案」に対する意見募集であることから、改正案と直接の関係がないご意見については、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> <p>なお、検討案に対するご意見については、いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。</p> <p>「罪刑の均衡」という原則に基づき、検察庁と協議の上、適切な罰則を選択していきます。</p> |
|----|----|--|--|

| | | | |
|----|----|---|--|
| | | <p>す。軽井沢での工事が出来なくなる（町長発言の退場）罰則はあっても良いと考えます。</p> <p>以上</p> | |
| 24 | 条例 | <p>軽井沢町のような小さな町で、罰則などを制定する条例は人員的にも人材的にも難しく、比例原則に違反したり、行政機関の任務又は所掌事務範囲を逸脱した違法行為となる可能性がある。損害賠償を請求された場合には、軽井沢町が責任を取ると言っても所詮は軽井沢住民の税金である。訴訟で負けた場合には町長は即刻辞任し、報酬を返還して責任をとれるのか聞きたい。行政法でいう比例原則（過剰禁止の原則とも言います）は、行政の制限が目的達成のために必要かつ相当であるかを求める原則である。つまり「目的に比して手段が過度に重い場合」や「軽い手段で十分なのに過度な規制をする場合」は違法と評価される。具体的には、必要以上に権利を制限している場合である。</p> <p>例：騒音防止の目的で全てのイベントや集会を禁止する条例。</p> <p>→騒音防止という目的に対して、イベントすべてを禁止するのは過剰。</p> <p>→騒音防止という目的に対して、簡易宿所や民泊にたいしてすべてに管理人在駐義務を課すのは過剰。</p> <p>このような違法性が高い自然対策要綱改正がある以上「(3) の自然対策要綱の基準に適合しないとき」という文言がある以上は罰則等は到底認めることはできない。結果として要綱が国民の権利義務を制限することになりうる。国民の権利義務を制限できるのは国会の立法府のみである。町の条例でこのようなことが結果として法の抜け穴のようにできてしまうのは恐ろしいことである。</p> | <p>現在、本町において罰則が規定された条例は10本あるため、ご指摘は当たらないものと考えます。</p> <p>「自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき」については、罰則は適用されません。罰則の適用は、「事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき」及び「事前協議の書類に虚偽があったとき」に限ります。なお、地方自治法第14条第2項には、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」と規定されており、また、罰則については、地方自治法第14条第3項の規定により、地方公共団体は、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金等の規定を設けることが可能です。</p> |
| 25 | 条例 | <p>「軽井沢まちづくり基本条例」（軽井沢のまちづくりに関する条例の最高規範。平成19年施行）では、「別荘所有者も町民と同様、軽井沢の住民である」と述べている。にもかかわらず、自然保護審議会の委員に別荘住民がいないのはおかしい、と別荘団体連合会が町長に申し入れ、平成26年度から軽井沢会の代表者1名が委員となった。軽井沢は日本有数の別荘地であり、歴史があ</p> | <p>改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|----|--|---|
| | | <p>る。別荘住民は軽井沢の自然環境に関しての関心が高く、町民より戸数も人口も多い。町への納税に貢献していることを考えれば、もっとメンバー多くするべきであり、委員は過半数でもおかしくはない。検討部会もしかりである。</p> <p>以上を踏まえれば、部会・審議会のメンバーが偏っており、公正な議論がなされていると到底思ないので罰則等は反対である。</p> | |
| 26 | 条例 | <p>以下の理由で罰則その他には断固として反対である。</p> <p>パブリックコメントを求めるのはいいが、前回の自然対策要綱改正についてのパブリックコメントに対してほとんどが「貴重なご意見として、参考とさせていただきます。」とあり、その後どのように議論し検討したかが全く見えず、議論せずに部会に賛否を聞くだけで適当にあしらっているとしか思えない。手続きさえ踏めばいいというのは行政の思い上がりがりである。</p> | <p>「軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会」においては、事務局より必要な説明を行い、審議を行った上で賛否の採決をしていますので、ご指摘の「賛否を聞くだけ」には当たらないものと考えます。また、当該検討部会は、傍聴が可能ですので、是非ご参加ください。</p> |
| 27 | 条例 | <p>罰則などいかなるペナルティーも反対である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき →事前協議は任意のはずで、罰則などを規定するには、自治法・行政法などの専門家が多数を占める部会などを経て慎重に進める必要がある。 2. 事前協議の書類に虚偽があったとき →警察でもない軽井沢町が虚偽を認定することはできるのか。はなはだ疑問。行政裁量を逸脱した不法行為になる可能性があるのではないか。 3. 自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき →自然対策要綱に適合という基準をもうけるならば自然対策要綱を改正する場合にも自治法・行政法などの専門家が多数を占める部会の慎重な議論を通じる必要がある。 | <p>事前協議は、任意ではなく、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、義務づけがされています。</p> <p>同条例第16条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該土地利用行為者の意見や附属機関である軽井沢町自然保護審議会の意見を聞き、慎重なプロセスを経て虚偽か否か判断します。</p> <p>自然保護対策要綱の改正については、改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|-----|--|---|
| 28 | 条例 | 自然対策要綱は相手方の任意の協力を求めるにとどまり、法的効果を有するものではないから、事実上の強制にいたらないものである。従って、「事前協議が終了する前に土地利用行為に着手したとき」とあるが、当然事前協議を明確に拒否、あるいは協議はしたが応じられない意志を明確にした場合には事前協議は終了と考えてよろしいか。 | 事前協議は、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第7条第1項の規定により義務づけがされているため、事前協議の拒否や応じられない意志を明確にしたことをもって事前協議が終了することはありません。 |
| 29 | 条例 | <罰則規定の対象について> 罰則規定新設に賛成であるが、「(3) 自然保護対策要綱の基準に適合しないときの町長の助言又は指導に対し、必要な措置をとらなかったとき」も罰則規定の範囲に入れるべきである。事前協議の書類にて、自然保護対策要綱の遵守を誓約すると思われる所以、自然保護対策要綱違反に対しては「(2) 事前協議の書類に虚偽があったとき」に該当し、是正勧告を無視する者に対し、罰則規定が適用されるため、除外したことならば理解できる。また、公表規程や罰則規定の対象は事前協議が義務付けられている土地利用行為に対してのみであり、一戸建て等は除かれれる。一戸建ての別荘や住宅において要綱違反が散見される中、事前協議が義務付けられている土地利用行為以外の自然保護対策要綱違反に対して、少なくとも公表規定は設けるべきと考える。 | 自然保護対策要綱は指導要綱であるため、その基準に適合しない場合であっても、罰則を適用させることはできないと考えます。また、誓約に反した行為が「虚偽」であると判断するのは非常に難しいと考えますが、例えば、明らかに提出された図面と異なるものが建築された場合等は、「虚偽」に該当する可能性があると考えます。 他のご意見については、改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。 ※虚偽：法令用語として、意識的に不真実又は不真正ならしめる場合に用いられる。 |
| 30 | 要綱等 | 合併浄化槽処理水の河川への放流に関して大きな懸念を持っています。これまでの原則「放流可能な河川が無い場合は、敷地内処理」を、逆転させ、例外とする改正案には反対です。町のいたるところで別荘開発が行われるようになり、処理水が地下水汚染につながるのではないかという懸念があります。現状の検査体制が不十分な中で、質の悪い処理水が河川の水質を悪化させることが無いかどうか、たいへん心配です。河川の水質浄化能力にも限界があります。 | 改正の主旨は、「浄化槽法及び長野県の指導基準に整合する」ものになります。加えて、軽井沢町は放流可能な河川が少なく、実態は現状の地下浸透が大半を占めるものと想定されます。しかし、自然環境を保全するため、法定検査の徹底は不可欠であることから、指 |

| | | | |
|----|-----|--|--|
| | | <p>人口が増加しつつある現在、根本的な対策を取るべきですし、出来ない場合は、人口抑制策を取るべきです。河川は、下水道ではありません。いろいろな生きものが住んでいます。一度汚染が進めば、再生させることは大変です。軽井沢は、信濃川の最上流です。安易に処理水を放流することを可能にすることには反対です。もし合併浄化槽の検査体制が十分機能して、質の高い、河川の水質に悪影響を及ぼさないようになった暁には、河川放流を原則とする改正も是認できるようになると思いますが、現状では、危険すぎます。まず、人口密集地域では下水道整備をおこなう、河川から遠い別荘では検査体制を厳密に行うことを義務付け、それに違反した場合は罰則を設ける、などの根本的な対策を取らなければならないと考えます。</p> | <p>導機関である長野県と協調し、対応していきます。</p> <p>また、罰則規定については浄化槽法で規定されており、地下浸透、河川放流にかかわらず浄化槽の維持管理の徹底による水質の維持が義務付けられていますので、指導機関と連携し対応したいと考えます。</p> |
| 31 | 要綱等 | <p>これについては反対します。軽井沢の河川は湯川となり千曲川へ流れ信濃川となって日本海へつながります。湯川は一級河川であり、その水質は清らかなものでなければなりません。以前はイワナやヤマメも棲息していましたが、今はいません。佐久漁業組合がニジマスの稚魚を釣り人のために放出している有様です。新渡戸稻造別荘跡地に建ったトラスコ中山は「排水の数値は県（河川の管理機関）の基準に従っているから安全だ」と近隣の反対を押し切って矢ヶ崎川に流していますが、その数値もいつまでも同じかどうかわかりません。近隣の人にも数値の報告はありません。こうした企業の判断任せでは軽井沢の河川に流させるのは危険ですから、反対です。敷地内処理は地下水の汚染というが、今は地下水を使用するのは稀であり、きちんと管理さえしていれば問題はない。毎年検査することを管理会社に義務付けることで汚染を防ぐことはできる。河川に流すより管理はきちんとできるので、敷地処理を原則とする方が良い。</p> | <p>改正の主旨は、「浄化槽法及び長野県の指導基準に整合する」ものになります。加えて、軽井沢町は放流可能な河川が少なく、実態は現状の地下浸透が大半を占めるものと想定されます。しかし、自然環境を保全するため、法定検査の徹底は不可欠であることから、指導機関である長野県と協調し、対応していきます。</p> |
| 32 | 要綱等 | <p>合併処理浄化槽の処理水の原則河川等への放流については、条件付きで賛成です。</p> <p>その条件とは、合併処理浄化槽の所有者もしくは実質的な使用者をその合併処</p> | <p>改正の主旨は、「浄化槽法及び長野県の指導基準に整合する」ものになります。加えて、軽井沢町は放流可能な河川が少なく、実態は</p> |

| | | | |
|----|-----|---|--|
| | | <p>理浄化槽の管理者として定置し、処理水の水質が排水基準をクリアしていることを明確にさせるために、法定検査受験を義務付け、受験したこと及びその検査結果を行政に報告させるものとする。また、旅館業法に規定する宿泊業もしくは民泊など実態宿泊業を営む者には、より厳しく対応し、法定検査受験したこと及びその検査結果を公表させることとし、それに違反する者を公表すること。</p> <p>以上のような条件をつけて、処理水の河川等への放流を原則として実現することとすれば、千曲川の最上流支流の一つをもつ地域としては、十分に評価されることだと思います。</p> | <p>現状の地下浸透が大半を占めるものと想定されます。</p> <p>検査結果の公表については、個人名・企業名の公表はできませんが、検査件数、検査結果（水質判定を3段階で行っています）については、公表可能であると考えています。</p> <p>法定検査の受検率向上のために、啓発活動等を行っていきます。</p> |
| 33 | 要綱等 | <p>合併処理浄化槽の処理水が河川等に放流することができるということで、より処理水の品質等が確認しやすくなるということなので、そのことに異議はないが。河川に放流された処理水により、合併処理浄化槽の不良が発覚した場合、持ち主がしっかりとその改善をする義務を課すことができるのか、その点が問題。責任を持たず、汚染されたままの処理水が河川に注がれ続ける状態になってしまったら、行政が厳しく対応することができるのか、汚染水が河川に流れ込むのをその場で止めて、改善されるまで使用を禁じるなどの厳格な対応ができるのか。そこをしっかり整備して、浄化槽の持ち主が全ての責任を負うということが確約されていない場合は、この見直し案は支持できない。</p> | <p>罰則規定については浄化槽法で規定されており、地下浸透、河川放流にかかわらず浄化槽の維持管理の徹底による水質の維持が義務付けられています。また、法定検査機関とも検査結果を共有していますので、啓発活動や指導を行います。</p> |
| 34 | 要綱等 | <p>1) 現行のままとすべきである。</p> <p>2) 「別荘に多く設置されているため、維持管理の難しさや法定検査受験率の低さ。。。」を改正の理由にあげているが、浄化槽の維持管理と法定検査は住民の義務であり、町が義務を果たせぬ住民を放置していること自体が大問題である。</p> <p>3) 多様な住民（例えば二拠点生活者など）が増えるに連れ、軽井沢を単なる住宅地と思い違いし、都会の暮らしぶりをそのまま軽井沢に持ち込む人々が多くなってきていている。そんな状況下、軽井沢で暮らす心構えとルールを町は率先</p> | <p>改正の主旨は、「浄化槽法及び長野県の指導基準に整合する」ものになります。加えて、軽井沢町は放流可能な河川が少なく、実態は現状の地下浸透が大半を占めるものと想定されます。しかし、自然環境を保全するため、法定検査の徹底は不可欠であることから、指導機関である長野県と協調し、対応していきます。</p> |

| | | | |
|----|-----|---|---|
| | | <p>して住民に浸透させていく姿勢が欲しい。</p> <p>4) 净化槽の維持管理と法定検査受験率の向上に向け町がしっかり取り組むことが重要と考えます。</p> | <p>また、罰則規定については浄化槽法で規定されており、地下浸透、河川放流にかかわらず浄化槽の維持管理の徹底による水質の維持が義務付けられていますので、指導機関と連携し対応したいと考えます。</p> |
| 35 | その他 | <p>令和6年11月18日 会議録P19に法律家である部会長のコメントに「法律家の中でも行政法とか都市計画法が分かる弁護士はあまりいないんですよね。まして町の職員は大変だと思うもんです。」とあります。これが全てを物語っていて、このような2時間程度でまともな議論ができない限られた時間で、ましてや知識が乏しい集まりの部会を何度も開いたとしても、まともな要綱ができるとは到底おもいません。行政の自己満足としかいいようがないですね。結局行政の責任のがれに部会が使われているようなものです。部会に参加している人は誰一人責任を負うこともありませんしね。自己中心に言いたい放題です。軽井沢町のレベルの低さを露呈しているようなものなので恥ずかしいのでやめていただきたいですね。この会議録を見たら全国の笑いものですよ。</p> | <p>改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> |
| 36 | その他 | <p>令和7年6月25日の議事録10ページ、11ページに以下のようにあります。</p> <p>簡単にどのようなご意見があったかご紹介させていただきます。「この改正が行われれば、1歩間違えれば大変な損害を与え、訴訟による損害賠償請求が多発するおそれがある。簡易宿舎や、ホテル、集合住宅などの規制を行えば人口減に拍車がかかる。土地の価値が下がって、固定資産税に頼る町の予算は減少の一途をたどる。法の趣旨を無視した独自の上乗せ規制であり、認めることはできない。昨今の人手不足で、宿泊施設の無人化が進められている中で、技術的に緊急通報とか遠隔監視が整備されている現代において過剰な規制ではないか。全国的な空き家問題に対応するものとして、こうした民泊・簡易宿所については非常に有効な手段なので、このような規制が行われればそうした対策ができなくなる。憲法に定められた職業選択の自由に対する過度な制約である。</p> | <p>改正案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。</p> |

国の宿泊施設における感染症対策ガイドラインで定められている、対面を最小限にしたチェックイン方式を推奨するというような内容にも矛盾しているのではないか。」というようなご意見が多数ありましたので、今回改めて採決をお願いしたいと考えております。

と議事録にありますが、

下記のように全く議論がなされませんでした。議事録を再度引用します。

【C委員】(●●●●●●●)

自宅の14、15メートル以内に3件あります。朝の5時まで大騒ぎです。何度か忠告した。最近では、警察を呼びました。役所に聞いたら、警察をすぐ呼んでくださいと。以上です。

と主観的な感情論でまたもな議論がなされていない。

そもそも大事な要綱の改正に主観的な意見を述べる委員が入っていいものか甚だ疑問です。さらに、事務局Bは、「上記パブリックコメントの概略を述べた後に、ご意見が多数ありましたので、今回改めて採決をお願いしたいと考えております。」と述べ、「ただ、こちらに関しては、従前通りの改正案をお願いをしたいと事務局としては考えております。」と採決の賛成を誘導するような内容を述べています。

要綱が行政の内部事項で町民や営業者に全く関係ないのならまだしも、要綱が町民や営業者の実質的な権利義務を制限するものである以上、要項改正も自治法や行政法の専門家が多数を占めるべきで、たんなる井戸端会議の延長とも思える議論で形式的に検討部会などと名前を付けて終わらせるべきではない。国民の権利義務を制限できるのは国の立法府のみであることを今一度考えるべきである。これが民主主義的な手続きと言えるなら法治国家としての根幹をゆるがすものである。

【賛否集計表】

参考 4－E

※12/4 議題2以降に3名が途中参加

| 議題 | 項目名 | 12/4における出席委員の賛否 | | 欠席委員における賛否 | | | 合計 | | | 棄権を除き 2/3以上の賛成 | 意見 | |
|----|--|-----------------|----|------------|----|----|----|----|----|-------------------|----|--|
| | | 賛成 | 反対 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 賛成 | 反対 | 計 | | | |
| 1 | 「集合住宅等の戸当たりの敷地面積」の施行日について | 12 | 2 | 8 | 0 | 3 | 20 | 2 | 22 | 3 | ○ | 資産価値にも大きく関わる改正内容でありますので、地権者に対して分かりやすく、丁寧なご周知を賜りますよう要望申し上げます。 |
| 2 | 軽井沢町の自然保護対策要綱等（合併処理浄化槽の処理水の処理方法）の改正について（新旧対照表） | 15 | 2 | 6 | 0 | 2 | 21 | 2 | 23 | 2 | ○ | |